

第一発見者の聞き取りシート

注意事項

1. このシートは、お子さんとお話しする場所に持ち込まないでください。
 - ◇ メモをとりながらお話を聞くと、お子さんは「調査されている」と感じて話しづらくなります。小さめのメモ用紙にメモをとるのは、覚えることの難しい名称などだけにしましょう。
 - ◇ このシートは、お子さんから最小限の聞き取りだけをした後、速やかに記入して、児童虐待通告（一時保護を検討すべきなら児童相談所、在宅支援で十分なら市区町村）・警察通報に活用してください。
2. お子さんとお話しする大人はひとりだけです。
 - ◇ 聞き取る人と記録をとる人など、複数の大人がひとりのお子さんから聞き取りをすると、お子さんはプレッシャー（威圧感）を感じて、お話しできなくなります。
3. お子さんとお話しする部屋は、他の人が出入りしない落ち着いた場所を選びましょう。
 - ◇ 子どもたちは非言語のコミュニケーションが多いので、お話を聞くお子さんの表情や仕草なども見逃さないように、お子さんのお話に集中できる部屋が好ましいです。
 - ◇ 児童虐待通告（児童相談所・市区町村）・警察通報に必要な情報を聞き取るのに要する時間は数分です。聞き取りに15分以上を要している場合は、他の職員が聞き取りの様子をそっと見にいきましょう。そのためにも、職員室や事務所等の掲示板に「何時何分から〇〇の部屋で聞き取り中」と書いておくとういことです。
4. お子さんとお話しし始めたそのときに、「これからお話を聞くけど、その内容によっては、ほかの人にお話しするかもしれないのよ。」と伝えてください。
 - ◇ 子どもへの人権侵害は通告・通報の対象となりますので、お子さんに「秘密は守られる」と思わせることは後々、お子さんを裏切るにつながります。
 - ◇ 「誰にお話しするの?」と聞かれたら、「子どもを守るお仕事をしている人」と答えましょう。

してはいけないこと

1. その場で司法面接（調査・捜査面接）をしようとする事。
 - ◇ 司法面接研修を受け、オンザジョブトレーニングで研鑽している専門家以外が詳細を聞こうとすると、意図せずに誘導が起これり、お子さんのお話の信用性を傷つけます。
 - ◇ 特に、被害が起これた日時や被害の回数・頻度は絶対に聞かないでください。これらは子どもたちにとって思い出すことがとても難しい情報ですので、これらを聞くとお子さんに誤情報を語らせる結果になります。お子さんが自発的にこれらの情報を語った場合に差し止める必要はありませんが、質問を加えることはせずに、お子さんが自発的に語った内容も児童虐待通告・警察通報をする際の情報に含めてください。
2. 虐待の真偽を確かめようとする事。
 - ◇ 疑われたと感じたお子さんは、お話を撤回したり、被害を矮小化するなど、お話の内容を変えたりします。そうすると、お子さんの語りの信用性に瑕疵が生じます。
3. 他の人に子どもからもう一度話してもらおうこと。
 - ◇ お子さんは何度も同じ質問を受けると、「前に語ったことを信用してもらえなかったから、また同じことを聞かれるんだ」と考えて、「信用してくれないなら諦めよう」と撤回したり、「信用してもらえるような話に変えよう」と内容を変えたりします。供述の変遷は、お子さんの被害を認定したり、立証したりするうえで大きな支障になります。
4. 虐待の加害者と疑われている人物に、虐待の話をする事。
5. 虐待の加害者と疑われている人物に直接、確認を取る事。
 - ◇ 加害者やその配偶者が「自分たちは虐待したと疑われている」と察知すると、お子さんに対して口止めしたり、脅したり、他の家族と口裏を合わせたり、凶器を捨てたり、スマホやPCに保存されていた情報を消去したりして証拠隠滅を図ります。そのようなことが起こると、お子さんの被害を立証できなくなります。

聞き取っていただきたい情報 (わかる範囲で結構です。すべてを埋めようとして聞きすぎないでください。)

まず、「これからお話を聞くけど、その内容によっては、ほかの人にお話しするかもしれないのよ。」と伝えます。その後、そのお子さんについて心配している点（性的行動化や友達関係の変化、学業成績の急降下など）を伝えて、「何があったの?」「それをしたのは誰?」と聞きますが、それ以外は質問しないでください。被害があった場所や被害があった日時、被害の回数・頻度などは決して、聞いてはいけません。ただし、身体の中のどの部位に起こった被害なのかは聞いてください。その際、子どもが使いやすい言葉（例:「おまた」「あそこ」など）で語れるように、大人が使いやすい言葉（例:「性器」など）を強いることのないように配慮をお願いします。

なお、お子さんが自ら助けを求めてきたときは、「お話を聞くね。ただね、その内容によっては、ほかの人にお話しするかもしれないよ。」と伝えてから、質問や「それから?」といった促しの言葉を差し挟むことなく、お子さんのお話を聞いてあげてください。その際、お子さんがたくさんお話ししようとするときには、「たくさんお話ししたいことがあるのね。それは、専門の人がきちんと聞いてくれるから、そのときにお話ししてね。」と伝えて、お子さんの話が一区切りついたところ（「、(読点)」ではなく、「。(句点)」になったところ）で止めてあげてください。

いずれの場合も、どんなに心配になっても、決して、被害内容に関する追加の質問をしないでください。その代わりに、「お話ししてくれてありがとう。子どもを守るお仕事の人にお伝えするね。」と伝えましょう。

1. お子さんのお名前: _____ (実名がわからないときは通称でも結構です。)
2. お子さんの年齢または学年: _____ (お子さんの生年月日: _____年__月__日)
3. お子さんの住所: _____
4. 何があったのかについて、どのように質問しましたか? _____

その質問に対して、お子さんは何と答えましたか? _____

5. それをしたのは誰か: _____ (お子さんとの関係: _____)
6. 質問も促しもしていないのに、お子さんが自発的に語った内容があれば記載してください: _____

お子さんに外傷が生じていて、事故と虐待の鑑別を要す場合は、こちらのシートをお使いください。

聞き取っていただきたい情報 (わかる範囲で結構です。すべてを埋めようとして聞きすぎないでください。)

お子さんと保護者が一緒に来所・来院していて、お子さんが2歳8か月以上の場合は、加害親はもとより、たとえ非加害親であっても同席させずに、保護者と子どもを別室で、別々の担当者が面接してください。それは、お子さんに親御さんの言い訳を聞かせないためです。保護者が事実と異なる話をするのを聞いてしまうと、本来、事実を語れる力のあるお子さんであっても、事実を語れません。というのも、「本当のことを言ったら、〇〇にまた、痛いことをされるかも」と恐怖を感じたり、「〇〇がお話ししたことと違うことを言ったら、〇〇が『へんな人』って思われちゃうかも」と考えて親をかばったりするからです。その際、保護者に別室に出て行ってもらうことが推奨されますが、それが難しいときは、お子さんを別室に導きましょう。

まずは、「このケガどうしたの?」と聞き、さらに、もう少し詳しい受傷機序を聞いていきますが、虐待が疑われた時点で、それ以上の聞き取りはしないで、家庭内虐待は児童相談所に通告、家庭外虐待は警察に通報してください。

1. お子さんのお名前： _____ (実名がわからないときは通称でも結構です。)
2. お子さんの年齢または学年： _____ (お子さんの生年月日： _____年__月__日)
3. お子さんの住所： _____
4. 「このケガどうしたの?」と聞いたときのお子さんの答え： _____

5. 上記の質問でも事故と虐待の鑑別ができないときは、「どういうふうに〇〇〇したの?」と、もう少し詳しい受傷機序を聞いたときのお子さんの答え： _____

6. それでも、事故と虐待の鑑別ができない場合や、事故の方が疑われる場合にのみ、受傷した場所と現場の状況を聞きましょう。受傷場所と状況： _____

7. 虐待であることが判明した場合、それをしたのは誰か： _____
(お子さんとの関係： _____)
8. 質問も促しもしていないのに、お子さんが自発的に語った内容があれば記載してください： _____

聞き取り以外で得られている情報

1. このお子さんについて聞き取りをする前から気になっていたこと： _____

2. 聞き取りをするに至ったきっかけやいきさつ： _____

3. このお子さんの家庭における養育状況で気になること： _____

4. このお子さんの障害等： _____

聞き取りをした人の情報

1. ご氏名： _____
2. ご所属： _____
3. 職 名： _____
4. お子さんとの関係： _____
5. 職場の住所： _____
6. 聞き取りした日時： _____年____月____日（__） _____：____～____：____
7. 聞き取りした部屋： _____

【通告先・通報先】

- * 性虐待と外傷の生じている身体的虐待は司法面接の対象となり得ますので、児童相談所に通告し、警察にも通報してください。
- * その他の虐待・ネグレクトについては、家庭内における虐待・ネグレクトの場合、一時保護を検討すべきお子さんは児童相談所に、在宅支援で十分なお子さんは市区町村に児童虐待通告を行い、家庭外虐待の場合は警察に通報してください。